

第1章 きみのいきいき行動計画の趣旨

1. はじめに

紀美野町は、平成19年度を初年度に「空・山・川のふれあいのある美しいふるさと」をまちづくりの指針とし、「住民活力でつくるまちづくり」をスローガンとして掲げた長期総合計画を策定しました。また、平成23年度には前期計画の見直しを行い、平成24年度からの主要事業・協働の方針・成果指標を明らかにした後期計画を策定し、平成28年度が基本構想・計画が見直し年のとなります。

その後期計画の分野施策の方針の中でも、福祉の充実したまちづくり(心豊かな暮らし)として、(1)生涯にわたり住民の健康を守り・育む、(2)住民が相互に支え合う福祉を進める、(3)誰もが生きる喜びを持てるまちづくりを進めるとしています。

平成22年3月に策定した「(第1次)きみのいきいき行動計画」により、具体的な健康づくりや介護予防事業を積極的に展開してきましたが、介護給付費や国保医療費の伸びは続き、引き続き町を挙げて積極的に健康づくりを推進する必要があります。

また、地域での支えあい活動を推進するため、地域サロン事業やボランティア活動などを促進してきましたが、引き続き町全域での取り組みをめざし推進していくことが求められています。

そのため第3次きみのいきいき行動計画では、地域の支え合いやさらなる地域で活動する多様な組織との連携を中心に据え、策定することとしました。

2. 計画の目的と重点施策

地域協働で取り組む積極的な健康づくりや地域福祉を推進することにより、町民の方が生涯を通じて生き生きと充実した生活が営めることを目指します。

また、健康きみの21に掲げている数値目標を達成するために、具体的な事業を展開します。

3. 本計画の位置づけ

本計画は、長期総合計画の将来像のひとつである「福祉の充実したまちづくり」(1)生涯にわたり住民の健康を守り、育む、(2)住民が相互に支えあう福祉を進める、(3)誰もが生きる喜びを持てるまちづくりを進めるための具体的な行動計画であり、「健康きみの21」「きみの長寿プラン2015」「きみのこどもプラン」等他の計画との整合性を図りながら連携し推進していくものです。

また、社会福祉法第107条に基づく「紀美野町地域福祉計画」を包括した計画です。

4. 計画策定のための体制

第1次きみのいきいき行動計画では役場関係者によるプロジェクトチームで、進捗状況や課題を検討しました。第2次では関係する機関や団体及び学識経験者等による策定委員会を開催し、検討の上本計画を作成してきました。第3次では、第1次計画当初に立ち戻り、課題や方向性について検討を重ねました。

5. 計画の期間

計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。ただし、平成29年度に新たに策定される第2次長期総合計画の施策内容を確認しながら、必要な見直しを平成29年度末までに行っていきます。